

# 生徒指導対応ハンドブック

～暴力行為・不登校を中心として～

平成24年3月

岡山県教育庁指導課  
生徒指導推進室

## はじめに

本県における児童生徒の問題行動等の状況については、極めて厳しく、「児童生徒の問題行動等に関する調査」によると、不登校の出現率については、全国平均よりも高い状況が続いており、暴力行為の発生状況も増加傾向を示し、平成22年度においては調査開始以来、発生件数が最多となりました。

県教育委員会では、これまでも「いじめを許さない学校をめざして～いじめ問題実践事例集～」(平成20年3月)、「学校に対する苦情・不当な要求等への対応」(平成21年1月)、「不登校の未然防止に向けて～就学前から高等学校までの連携～」(平成23年4月)など、生徒指導資料等の作成・配付に努めてきたところです。

しかしながら、近年、生徒指導にかかわって、学校が児童生徒に適切な対応ができない(できなかった)ために、暴力行為の発生件数が増加したり、問題が長期化・複雑化し、学校が苦慮する事案が増加したりしている状況に鑑み、この度、「生徒指導対応ハンドブック～暴力行為・不登校を中心として～」を作成・配付することといたしました。本来、生徒指導は、全ての児童生徒を対象として、日常の生活に即しながら、学校の教育活動全体を通じて進めるものですが、本県の現状を考慮し、暴力行為・不登校への対応を中心としています。

本ハンドブックは、生徒指導推進協議会で作成の方針・内容等について御意見をいただき、県内の学校における生徒指導の好事例を収集し、暴力行為対策検討会議において検討を重ね作成したものです。事例の中には、すぐに各学校で応用できるものもありますし、取り組むための参考になるものもあります。また、必要な関連情報も可能な限り掲載しました。

先生方におかれましては、日々、生徒指導の推進・充実に御尽力いただいているところですが、このハンドブックを積極的に御活用いただき、学校の実情に即した工夫を加えながら、子どもたちが生き生きと学校生活を送ることができるようお取り組み願います。

岡山県内の子どもたちが、落ち着いた学習環境の中で活力にあふれる学校生活を送り、自分たちの将来の夢や希望に向かって学習に運動に一生懸命頑張り、教職員集団もやりがいを感じ、地域からも信頼され愛される学校づくりを共に目指しましょう。

平成24年3月

岡山県教育庁指導課生徒指導推進室長

石 田 隆

# 目 次

## 第1章 生徒指導の基本

- 1 生徒指導のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 毅然とした対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## 第2章 具体的事例

- 1 授業エスケープ・授業妨害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 器物損壊への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 対教師暴力・生徒間暴力への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 別室指導（問題行動対応）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 5 不登校への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 別室指導（不登校対応）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 7 発達障害の二次的障害として起こる問題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 8 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19  
    資料：主な関係機関等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 9 地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 10 未然防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25



# 第1章 生徒指導の基本

## 1 生徒指導のねらい

### 【生徒指導のねらい】

児童生徒の健全な成長を促し、**自己指導能力の育成**を目指す

### 【自己指導能力の育成のための3つの留意点】

#### ①自己存在感を与える

例えば、

- 係活動、委員会、部活動等で活躍の場を与える
- 認め、ほめ、励ます
- 間違っただけの発言も大切に扱う
- 提出物にコメントを書く
- 名前を正しく呼ぶ
- 目を見て話す
- 健康状態を気遣う

#### ②共感的な人間関係を育成する

例えば、

- 子ども間の交流を促す
- 互いのよさを認め合う場をつくる
- 教職員自らが、自分らしさを大切にする
- 話を最後まで聞く
- 行為の背景にある気持ちに寄り添う

#### ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

例えば、

- 考える時間を与える
- 自己目標を決めて、活動させる
- きまりなど、決めたことに責任を持たせる
- 評価の場面を設定し、達成感を与える

### 【生徒指導の基盤】

#### 〈児童生徒理解〉

- ★人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察
- ★一人一人の言葉に耳を傾け、気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢
- ★不安や悩みへの共感的理解
- ★広い視野からの児童生徒理解

#### 〈児童生徒との信頼関係構築〉

- ★日頃の人間的な触れ合いと児童生徒と共に歩む姿勢
- ★授業等における充実感・達成感を生み出す指導
- ★特性や状況に応じた的確な指導
- ★不正や反社会的行動に対する毅然とした指導

### 【生徒指導上の心構え】

- 登校してから下校するまで、児童生徒をしっかり見守る
- 教職員自らが模範を示す  
例) 約束を守る、服装を整える、授業に遅れない
- 授業規律等、授業の中での生徒指導を大切にする

## 2 毅然とした対応について

### (1) 毅然とした対応とは

「毅然とした対応」とは

- ① 是々非々を譲らないこと
- ② 常に同じ判断基準でぶれないこと

「教職員自身が子どもの言動に振り回されることなく、冷静さと丁寧さを維持しながらも、設定している制限やルールを変えないこと」

### (2) 毅然とした対応の具体

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という姿勢を示す  
「何をしても許される」という甘えを許さない

規律や規範指導について、

#### ① 指導方針や基準等の明確化

- ・ 学校全体で、「全員で必ずしなければいけないことは何か」を確認し、指導の方針や基準（学校生活や授業中におけるルールやマナー）を明確にする
- ・ 教職員の役割を明確にする

#### ② 指導方針や基準等の周知

- ・ 年度当初、児童生徒、保護者等に全校集会やPTA総会等の場で、指導方針や基準を周知徹底する
- ・ 学校だより、ホームページ等を通して、地域社会にも情報発信する

#### ③ 児童生徒への指導の徹底

- ・ 指導方針や基準に従って、児童生徒への指導を公正に実践する
- ・ 「ぶれない指導」を粘り強く行う
  - 「見守り」や「受容」の姿勢を大切にしつつも、「どういう理由があれ、してはいけないことは、してはいけない」と注意する
  - 後回しにしないで、その場で、何に対しての注意かを明確にし、注意する
  - 普段から、児童生徒と馴れ合いになるような言葉遣いやかわりをするしない

### (3) なぜ毅然とした対応なのか

○ 教職員にとっては、何をすべきか明確になり、指導に温度差が生じることがなくなる

○ 児童生徒にとっては、分かりやすく、不公平感がない

○ 保護者にとっては、「この学校は規律指導の面に関して、全員であいまいにしないで対応してくれる」という安心感が生まれる

参考：平成22年3月「生徒指導提要」（文部科学省）

## 第2章 具体的事例

### 1 授業エスケープ・授業妨害への対応

#### ポイント

- 「授業を大切にする」という姿勢を貫き、授業エスケープや授業妨害を許さない
- 「分かる喜びを実感できる授業」の実現を図る
- 授業中伏せている、私語が目立つ等の小さなことを見逃さない
- トイレや保健室を利用するために授業に遅れる場合は、必ず学級担任や授業者の許可を得ること等、具体的なルールをつくり、児童生徒や保護者に周知する
- 課題のある児童生徒の校内での動向・状況について情報を共有する
- 組織的に対応し、授業者や学級担任のみに責任や負担を負わせない
- 当該児童生徒や保護者の思いに寄り添う
- 学習の遅れている児童生徒には個別指導を行う

【事例1】役割分担を明確にして対応し、授業者は授業に専念し、児童生徒が安心して授業に取り組めるようにした事例

- A中学校では、授業の空いている教職員全員でエリアを決めて見回り、教室に入っていない生徒に対応しています。見回りは保健室から始め、利用状況も確認します。空き教室への侵入を防ぐために、空き教室の施錠も徹底します。保健室利用の約束は、年度当初に生徒にも保護者にも周知しています。

#### 『保健室利用の約束』

保健室を利用する場合は、学年の教職員に来室許可書をもって来室  
重症等で付添いを必要とする場合以外、一人で来室  
保健室では静かにし、他の迷惑にならないようにする  
保健室での休養は、養護教諭の指示に従い、原則1時間

- B小学校では、次のような手順で対応しています。

授業開始時に不在児童を確認したら、 授業中に児童が教室を出たら、 指導の及ばない授業妨害があったら、	授業者は職員室へインターホンで連絡。
--	--------------------

インターホンを受けた教職員は職員室内全員に聞こえるように大きな声で復唱し、瞬時にその場にいる教職員が事態を理解し、駆けつけ、対応できるようにしています。
- C中学校では、授業の空いている教職員で分担を決め、巡回や廊下待機を行うようにしています。その際、①廊下には教職員用机を置く、②教職員は生活ノートの点検や事務作業等も廊下で行い、生徒から目を離さない、③休み時間になっても、次の教職員に引き継ぎができるまでは分担場所を離れないなど、教職員間での約束事を決め、共通理解しています。
- D小学校では、授業の空いている教職員が、授業の前半・後半に分かれて見回りを行うようにしています。

## 【事例2】学年の教職員が一丸となって学年集団の立て直しを図った事例

E中学校では、教職員が授業妨害や暴力行為等の問題行動を繰り返す一部の生徒への対応に多忙を極める中、2年生になってからは、他の生徒にも生活の乱れや規律違反が広がるようになりました。当該学年の教職員は、問題行動への対応が担任任せとなり、組織的な対応が十分でなかったこと、問題行動を繰り返す生徒に意識が集中し、学年集団への指導がおろそかになっていたことを反省し、①学級の問題は学年の問題と捉え、皆で対応する、②全員の生徒一人一人の思い（保護者の思いも含め）に寄り添う、③向上心を持って何事にも取り組む集団を育てる等の方針を立てました。

①について、毎日学年会を開き、1日の生徒の動きや指導の経過を確認した上で、生徒理解につながる情報交換等を行い、指導方針や具体的な対応を協議しました。今日のうちにやるべきことは何か、翌日の朝の会での生徒への指示内容も含め、明日やるべきことは何かを確認し、分担も明確にし、決めたことは必ず実行するように徹底しました。

②について、休み時間も教室や廊下にとどまり、生徒に話しかけたり、生徒からの話に耳を傾けることとしました。勉強のこと、部活のこと、進路のこと等の会話が広がる一方で、困ったことや悩みごと、友達のことなどで心配に思っていること等を話しかけてくる生徒も増え、早期対応が可能となり、深刻なことについては学年会で相談し、状況に応じて保護者とも連携しました。

③について、機会あるごとに保護者や生徒に教職員の思いを伝えました。各行事では、生徒会や実行委員会を中心に目標やスローガンを掲げて取り組ませ、その都度、皆で成果を称賛し合い、反省点は今後の生活や行事にどう生かすかを考えさせました。

落ち着いた学習環境づくりについては、まず、教職員が「授業を大切にする」姿勢を示しました。授業者は授業に遅れないことを心がけ、授業妨害等があっても授業に全力を尽くしました。そのために、授業の空いている教職員は見回りや廊下待機を徹底し、授業に入らず徘徊する生徒にも必ず寄り添い、話し相手となったり、基礎学力の定着を図るためのプリントに取り組ませたりしました。道徳や特別活動、学年集会等については、毎回学年会で協議し、内容の充実に努めました。一方で、学習規律を整えるためのルール（授業エスケープ・授業放棄は1回で、授業遅刻については3回で家庭連絡等）の再確認や周知を行い、学校での様子を細かに知りたいという保護者の要望には、月ごとに、各教科の提出物の状況や遅刻・早退、保健室利用の回数等を文書で伝えました。

学年集団はそれ以後立ち直りを見せ、3年生になってからは授業妨害も激減、徘徊する生徒の中には教室復帰を果たし、通常の学校生活を送るようになった生徒もいます。

## 【事例3】授業を中心にした改革で荒れを克服した事例

F中学校では、全ての指導の基本である授業を中心とした学校づくりに取り組みました。全教職員が全教科で意思統一をし、グループ単位で助け合いながら課題に取り組む授業を実践し、定期的に授業公開や研究協議を重ねました。発言しやすい雰囲気が生まれ、分からないことが恥ずかしくなくなり、友達に「教えて」と言える生徒が増えました。教え合うことが日常的となり、休み時間や放課後に友達と一緒に勉強する姿も見られるようになりました。結果として、宿題の提出率が上がり、授業中に居眠りをする生徒が減り、授業中に教室を出て行く生徒がいなくなりました。教職員は、「生徒同士がつながり、生徒の居場所が教室の中のできてきた」と手応えを感じています。

**【事例4】全教職員で指導計画・分担を明確にし、必要に応じてスクールカウンセラー、学級サポートリーダー等と連携して取り組んだ事例**

G小学校では、課題を抱える数名の児童を中心に、1学期末には複数の学級で授業妨害や授業エスケープ、教職員への暴言等がエスカレートし、教職員は危機感が共有できていなかったことを反省、夏季休業中に全員で職員研修を行いました。

担任が作成した記録等をもとに児童の実態を分析し、類似する課題（学習の遅れ、コミュニケーション能力の不足、忍耐力の不足、家庭が抱える問題等）ごとに具体的なゴールや対策（上下足の区別の徹底、保健室の機能の正常化、全教職員による業間後の入室・着席指導の実施等）を段階的に設定し、対策の優先順位、役割分担、取組期間をまとめた指導計画を作成、全教職員で取り組むこととしました。保護者や地域の方には、学校だより等で指導計画を周知し、ボランティア活動等で支援していただきました。特に課題のある児童数名については、必要に応じてスクールカウンセラーや学級サポートリーダー（p.18参照）等を交えて、対応の在り方を検討しました。

集団全体を高める取組としては、「チャイム着席」「あいさつ」など、指導の徹底を図ることをキーワードとし、児童会にも働きかけ、スモールステップで積み上げました。また、運動会や合唱コンクール等が成功体験となるよう、全教職員で指導に当たり、取組の経過を保護者や地域の方、学校関係者等に度々見ていただきました。

2学期以降、授業中の徘徊や攻撃的な言動が減り、全体が落ち着きを取り戻しました。

**学び合う集団は、落ち着いた学習環境から**

現状を確認してみましょう。「荒れ」の兆候は見られませんか。

教室内	教室外
<p>〈 児童生徒 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遅刻・早退が増える。</li> <li><input type="checkbox"/> 授業中の勝手な行動が目立つ。</li> <li><input type="checkbox"/> ノートを取らず、私語や居眠りをする。</li> <li><input type="checkbox"/> 学習に不要な物を持ってくる。</li> <li><input type="checkbox"/> 友だちの言動を見下すような行為が目立つ。</li> <li><input type="checkbox"/> 服装や頭髪に乱れがある。</li> </ul> <p>〈 教室の様子 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 学習規律が保てない。</li> <li><input type="checkbox"/> プリントや菓子等が床に落ちていたり、ゴミ箱に捨てられたりしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 机や壁、ロッカー等に落書きがある。</li> <li><input type="checkbox"/> 掲示物へのいたずらや持ち物の紛失が続く。</li> </ul>	<p>〈 児童生徒 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 授業中にもかかわらず、教室に入っていない。</li> <li><input type="checkbox"/> 集会等で整列ができなかったり、私語が多かったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 教職員や地域の方への言葉遣いが乱れる。</li> <li><input type="checkbox"/> 教員の指導に反抗的になったり、トラブルになったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 登下校時等の児童生徒の様子について、地域からの苦情が増える。</li> </ul> <p>〈 校内の様子 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 廊下やトイレ等で飲食や喫煙をした形跡がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 校内にごみや唾を撒き散らした跡がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 廊下や手すり等に落書きがある。</li> <li><input type="checkbox"/> 下駄箱や自転車置き場でのいたずらや学校図書等の紛失等が目立つ。</li> </ul>

参考：平成23年3月改訂『「学び合う集団は、落ち着いた学習環境から」～おかやまっ子の確かな学びをつくるために～』（県教育庁指導課）

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-33480.html>

## 2 器物損壊への対応

### ポイント

- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」という断固たる姿勢を示す
- 加害児童生徒やその保護者に修繕や弁償を粘り強く求める
- 重大性がある場合は、躊躇せず警察に被害を届ける

#### 【事例1】記録を残して、修繕や弁償を求めた事例

A中学校では、いたずら目的や教職員の指導に逆上しての器物損壊等に対して、経過や現場の写真等、必ず記録を残すようにしています。

加害生徒が明らかな場合は、責任の取り方を学ばせるという趣旨も含めて、担任等が修繕や弁償を加害生徒や保護者に求め、応じない場合は、学年主任や管理職が対応しています。入学式や学校だよりなどを通して、あらかじめ学校の方針について、保護者や生徒に理解を求めた上での対応です。本人に反省がなかったり、保護者の協力が得られなかったりする場合は、粘り強く指導する一方で、警察にも相談します。加害生徒が明らかでなかったり、本人が認めなかったりする場合も同様です。

一つ一つの事例に、器物損壊は極めて重大なことであるという対応をし、全校生徒や保護者、地域に対しても学校の思いを伝えた結果、器物損壊は徐々に減っています。

#### 【事例2】教職員や生徒が率先して環境整備に努め、器物損壊を予防した事例

B中学校では、問題行動への対応に迫られ教職員が疲弊する中、何か一つでも皆で取り組めることをという思いで、全教職員で環境整備に力を注ぐこととしました。電灯スイッチの陥没、天井や壁の破損、落書きや汚れ、窓ガラスのひび等を見つけたら、教職員がすぐに修繕や応急処置をします。

生徒会の委員会活動でも、定期的に校内の点検や修繕を行います。学期末には、生徒会行事として全校で落書き消しに取り組んだところ、PTA会長の働きかけで、保護者の参加もありました。生徒からは、「学校がきれいだと落ち着く」「落書き消しも、みんなですると楽しい」「もっと学校をきれいにしたい」との声が聞かれるようになり、日常の修繕活動においても進んで教職員を手伝う生徒が現れ始めました。新たな破損や汚れ等の発生が減っています。

#### 【事例3】警察に被害を届け、事態を収束させた事例

C中学校では、放課後に消火器噴出のいたずらがありました。状況から、加害生徒は推測できましたが、確証はありません。暴力行為が起きたときを想定して、日頃から警察と相談を重ねていた学校は、直ちに警察に被害届を提出しました。翌朝には全校集会を開き、事件の経過や防火設備設置の意義を説明し、事件の重大性を訴え、警察に被害を届けたことも伝えました。保護者には文書で通知し、起きた事実と学校の取った措置、今後同様のことがあった場合の指導方針について説明しました。加害生徒が名乗り出ることはありませんでしたが、被害は続きませんでした。「いけないことは、いけない」という学校の姿勢が生徒に伝わったものと考えられます。

### 3 対教師暴力・生徒間暴力への対応

#### ポイント

- 生活ノートによる教職員と児童生徒との意見交換、日頃から休憩時間や放課後の声かけ等を行い、児童生徒との信頼関係を構築する
- 「社会で許されない行為は、学校でも許されない」という断固たる姿勢を示す
- 早い段階で、警察に連絡・相談する
- 当該児童生徒や保護者の思いに寄り添う

#### 【事例1】教職員全員が、荒れている生徒にかかわろうとした事例

A中学校では、荒れている生徒への対応を話ができる一部の教職員に任せているうちに、当該生徒たちが他の教職員の話や指導を一切聞かなくなるようになったことを、教職員間で反省しました。そこで、どの教職員も対応できるようにと、問題を抱える生徒を見かけたら、見かけた教職員が必ず一言声をかける、担任や学年の教職員等が家庭訪問をし、生徒と個人的に話をするを繰り返すなど、信頼関係づくりに取り組んだ結果、対教師暴力等が徐々に減ってきています。

#### 【事例2】生徒指導の方針を定め、「学校生活の手引き」を作成・活用した事例

生徒指導上の問題を抱える生徒が多いB中学校では、対教師暴力や生徒間暴力等、問題行動への対応や、それらにかかわる保護者からのクレーム対応に追われていました。

そこで、教職員が話し合い、保護者や警察等の関係機関の意見も踏まえ、生徒指導の方針や対応の在り方をまとめた「学校生活の手引き」を作成しました。問題行動が発生した時点での警察との具体的な連携にかかわる内容にも触れています。

手引きは毎年全校生徒に配付し、生徒集会や保護者会等で説明しています。共通認識のもとで指導することができ、結果的に保護者等からの苦情も減りました。

<主な内容>

- ①生徒の成長に寄せる教職員の願い
- ②生徒指導の方針
  - ・問題行動に対する基本方針
  - ・生徒指導の具体的指針
  - ・問題場面における具体的取組
  - ・教職員の確認事項 ～学校生活上、あらゆる場面で根底とするもの～
  - ・保護者へのお願い

#### 【事例3】日頃から、警察に連絡・相談を心がけた事例

C中学校では、校長、教頭や生徒指導主事が定期的に警察を訪問し、学校や生徒の様子について情報提供したり、地域で起こった事件等の情報を収集したりするようにしています。例えば、学校のガラスが何者かによって割られたが、誰が割ったかは分からない等のことでも警察に連絡・相談するようにしています。以前は、この程度で警察に相談してよいものかと躊躇することがありましたが、連携が進むにつれて、迷うことなく

相談するようになりました。

名前はもちろんのこと、課題のある生徒の状況について警察が把握しているので、いざという時に、警察と連携した迅速な対応が可能になりました。

#### 【事例4】生徒指導推進室の暴力行為対策アドバイザーを活用した事例

D中学校では、暴力行為対策アドバイザー（警察OB）に週1回の定期的な訪問を依頼しています。アドバイザーとの円滑な連携を図るために、

- ・訪問に合わせて生徒指導委員会を開催し、助言や意見を参考にする
  - ・一週間の学校の様子を伝えるために、日々の生徒指導に係る記録を記した生徒指導日誌を活用する
  - ・教職員とアドバイザーと一緒に校内を巡回し、生徒への直接指導を行う
- などを行っています。教職員が自信を持って生徒に対応できるようになりました。

また、アドバイザーの助言で、対教師暴力については必ず警察に連絡・相談するようにしています。アドバイザーが仲立ちすることで、警察署との連携が円滑になりました。

#### 【事例5】学校支援ボランティアの支援・協力をもとに、荒れを克服をした事例

暴力行為等が多発し、「荒れ」の状態にあったE中学校は、年度当初に、校長と市の青少年育成団体の支部長との連名で文書を配布し、保護者や地域の方に活動の趣旨や活動内容等を伝え、学校支援ボランティアを募集し、支援や協力を得ています。

① スローガン：〇〇っ子を地域で応援しよう

趣旨：地域の子は地域で育てるという考えのもとに、地域に開かれた学校を目指す中、しっかりとあいさつができ、生き生きと活動する生徒を育てる。

② 活動内容等 ※複数の部会への参加も可能

部会名	活動日	活動内容	活動時間
環境整美部会	毎月第1・3月曜日	校舎内外の環境面の整美活動	14:30～15:30
交流学習部会	毎週火曜日	お茶・お花の援助活動	10:00～11:00
あいさつ部会	毎週木曜日	登校時のあいさつ運動	8:00～ 8:30
ふれあい部会	毎週金曜日	授業参観等を中心としたふれあい活動	11:00～12:00

4月末に説明会を開催し、活動がスタートしました。1年間に延べ1000人を超える学校支援ボランティアから支援や協力を得たおかげで、きれいな環境、元気のよいあいさつが広まり、学校全体が落ち着きました。荒れていた生徒たちが、交流学習部会による卒業を祝う茶話会に招かれ、心穏やかな時間を過ごしたこともありました。また、学校支援ボランティアと生徒と一緒に教室で給食を食べる「給食試食会」の期間を年3回設け、交流を深めています。

7月、12月、3月には反省会を開きます。学校支援ボランティアからは、「活動の回数を増やしたらどうか」「いつも大変楽しみに参加している」「生徒と一緒に活動して自分自身が癒されている」「生徒が少しでも参加できるように、方法を検討してほしい」「あいさつをすることで子どもたちとつながりができた」「生徒は地域でもよくあいさつができるようになった」「小学校からの変化が分かった」「教室の中で全員は集中していないようだ。分かる授業に努めてほしい」「先生方が立ち止まってあいさつをするのは、とても気持ちよい」といった声が聞かれています。

## 暴力行為への対応についてのQ&A

**Q 1 :** 児童生徒が胸ぐらをつかんできたり、暴力を振るってきたりしたときは、どう対応したらよいか。

**A 1 :** ○「暴力」は社会では許されない、小さな暴力であっても許さないという態度を示すことが必要です。

○児童生徒が殴りかかってくるような場合、その攻撃をかわすのは当然です。手を払い除ける、やむを得ず突き飛ばす等、身を守る手段は「正当防衛」（刑法第36条第1項）に当たります。

（刑法第36条第1項）急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

**Q 2 :** 授業者が繰り返し指導しても、授業妨害をやめない児童生徒に対して、どのように対応したらよいか。力づくで教室から出すのが適当か。その際、「教職員に暴力を振るわれた」との児童生徒の訴えにどう対応したらよいか。

**A 2 :** ○他の児童生徒の学習に迷惑をかける行為を繰り返し、指導にも従わない児童生徒を教室から出すことに躊躇する必要はありません。一旦教室から出し、別室等で落ち着くのを待って、個別指導をするのがよいでしょう。ただし、引っ張り出す行為（実力行使）によって児童生徒が負傷しないように、細心の注意を払う必要があります。また、児童生徒が暴れることで自ら負傷する場合もあるので、複数の教職員で対応し、状況をしっかり見ておくことが重要です。

○「（教職員に）暴力を振るわれた」との言動は、自己の行為に対する問題のすり替えであり、動じる必要はありません。ただし、児童生徒が負傷した場合には、その状況を記録しておくとともに、保護者へ次のことを速やかに説明します。

- ・児童生徒の行為の悪質性
- ・やむを得ず実力行使に至った経緯
- ・児童生徒が訴える負傷の状況（何ら処置をしなかった場合に、保護者から責任追及されるおそれがあるので、病院へ搬送し、その状況を記録しておきます。）

**Q 3 :** 警察に届け出るのは、どの程度の行為か。胸ぐらをつかまれる程度で届けてもよいか。どれくらいの回数で届け出るべきか。怪我をしないと届け出できないか。

**A 3 :** ○「暴力」に程度や回数はなく、絶対に許されるものではありません。児童生徒が教職員の胸ぐらをつかむことは異常な状態であり、悪質な行為や被害が大きい場合のほか、教職員の指導による改善が見込めない場合は、臆することなく警察に届け出るべきです。また、学校として「これ以上やったら警察に届け出る」という教職員間での共通理解（方針）を打ち出しておくことも必要です。学校の体面やその後の対応を気にして、うやむやにするようなことがあってはいけません。

○早期に警察へ通報することが、その後の問題行動の拡大を防ぎ、ひいてはその児童生徒の非行化を抑止することになります。

○素行に問題があったり、再三の指導に従わなかったり、何かあるたびに形だけの謝罪しかない児童生徒への対応については、日頃から警察署（生活安全課）と情報交換を行い、いつでも相談できる関係を構築しておくことも大切です。

**Q 4 :** 警察へ届け出るに当たって、保護者への対応をどうしたらよいか。「子どもを警察に売った」とクレームを言ったり、学校に乗り込んで教職員を威嚇したり、施設や備品に当たり散らす保護者もいる。

**A 4 :** ○本来、子どもの指導（躾）は保護者が行うものであり、学校は学校生活上の指導を行う場所であることを、十分に保護者に理解してもらう必要があります。

○児童生徒の問題行動については、その様子を発生たびに知らせて、保護者に認識してもらうことが重要ですが、場合によっては学校での実態を直接見てもらう

ことも有効です。また、保護者の対応によっては、他の児童生徒や教職員が被った被害について、学校として抗議することも必要です。

- 再三の指導にもかかわらず、暴力を繰り返す児童生徒には、早い段階で児童生徒や保護者に「再び暴力行為に及んだら、被害を警察に届け出る」旨を通告し、学校の方針・姿勢を示しておくことで、後のトラブルを防ぐことができます。
- 過剰なクレームや罵声、あるいは理不尽な要求については、犯罪に当たる場合があるので、後の立証のために録音しておくことも必要です。相手方と対面している場合には、録音する旨をはっきりと告げ、毅然とした態度で臨みましょう。
- 保護者が興奮して暴力に及んだり、施設を損壊したりした場合は、躊躇せず警察に通報するべきです。躊躇したり、安易に不問にしたりすることで、再度生じた事案へ対応できなくなります。（「あのときには何もなくて、今回は警察沙汰にするのか」などのクレーム）
- ただし、警察に被害を届けたことで、児童生徒への指導が終わるわけではありません。一層きめ細かな指導を行っていく必要があります。

〈問題を起こした児童生徒への対応〉

- ・反省を促し、被害を与えた児童生徒等への謝罪の場を設定する。
- ・背景にある問題（学習の遅れ等による自己肯定感の低下、家庭の問題に起因するストレス、発達障害に起因する集団不適応等）の克服や将来への目標を見出すことを支援し、保護者にも協力を求める。
- ・警察との連携を継続し、必要に応じて関係機関とも連携を図る。

〈被害を受けた児童生徒及び保護者への対応〉

- ・学校が身の安全を確保することを明確にし、見回りの徹底等、具体的な手だてを講じる。
- ・スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める。

## 学校と警察との一層の連携について

学校現場と警察署では、生徒指導担当連絡協議会等を通じ、問題を抱える生徒に関する情報交換を活発に行っているところであるが、今以上に、警察の方からも出向いていくし、生徒指導の先生方にも積極的に御相談いただきたい。例えば、事件になるかどうか判断がつきにくいもの、どう対処すればよいか悩んでいるもの、非常識な保護者からのクレーム対策等、学校現場の中だけで抱えきれないものについては、いじめの問題も含め、遠慮なく警察署へ相談していただきたい。特に、対教師暴力については、警察としても絶対許さないという姿勢で臨んでいきたいと考えており、担当の先生一人が悩むようなことがないよう、早急に御相談をいただきたい。

先生方の度重なる指導を受け入れない問題生徒については、過去の経験から、警察に捕まって然るべき措置が講じられるまで問題行動は止まらず、それどころか、どんどんエスカレートしていくといった傾向が見受けられる。罪を重ねていく度に非行の進捗が深まり、非行進捗が深まれば深まるほど、立ち直りが困難化してくる。また、こうした生徒については、周囲に対し悪影響を及ぼすことが懸念される。その生徒に犯させなくともよい罪を犯させないためにも、また、一日も早く立ち直る機会を与えるためにも、警察による事件化という厳しい対応について、時期を見極めていただくことは重要なことであると思う。そして、事件が発生すれば、「早期の届け出」をお願いしたい。日が経ってしまえば、立証が困難化するからである。

少年非行については、教育と警察が最も大きな役割を担っている。今後とも、相互の連携を一層強化していきたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

（平成23年8月臨時校長会 岡山県警生活安全部少年課長の説明（抜粋））

## 4 別室指導(問題行動対応)

### ポイント

- プリントによる個別学習や作業など、教育的指導を行う
- 可能な限り複数の教職員で対応し、目を離さない
- 別室指導の場がたまり場になることがないように、十分注意する
- 当該児童生徒や保護者の思いに寄り添う

### 【事例1】奉仕作業を通して自己肯定感をはぐくんだ事例

A中学校では、教室に入らない生徒に草抜きや清掃、破損箇所の修理等の奉仕作業に取り組みさせています。教室に復帰するためのステップと位置付け、当該生徒の保護者や他の生徒にも趣旨を説明し、理解を得ています。

作業は無理強いせず、日頃の様子や進路に関する本人の思い等を聞きながら、教職員と一緒に作業しています。程度によらず作業の成果をほめ、一人でも多くの教職員が、「ありがとう」と感謝の気持ちを伝えるよう心がけています。少しずつ教職員との人間関係が改善されています。

### 【事例2】教室復帰を目指し、ステップアップを図った事例

B中学校では、問題行動を繰り返す生徒数名に対して、やむを得ず別室で過ごさせるようにしました。生徒たちは落ち着きを取り戻し、暴力行為や他の生徒に直接迷惑をかけるような行為はなくなりましたが、勝手気ままな時刻に登校したり、全く学習に取り組もうとしなかったりの状態が続きました。そこで、今までの指導方針を見直し、教室復帰を目指すためのステップアップを図りました。

- (第1段階)・破損箇所の修繕や掲示物の整備など、別室の環境を整える。
  - ・欠席や遅刻連絡の徹底を保護者に依頼する。
  - ・別室使用におけるルールを整備する。
- (第2段階)・教育相談など、グループから離して個別的な対応をする。
  - ・プリントによる個別の学習に取り組ませる。
- (第3段階)・ルールやマナーについて指導する。

別室の環境を整えた結果、進路に関係するポスターやパンフレットに興味を示し、進路のことを話題にする生徒が出てきました。過去の入試から基本的な問題だけを取り上げたプリントを用意し、指導に当たる教職員が少しずつ取り組ませているところです。

### 【事例3】地域の方の協力を得て、対応した事例

- 10名を超える生徒が授業中も校舎内を徘徊して、問題行動を繰り返していたC中学校では、地域の方に支援員として協力を得ました。支援員は、「力で押さえるのではなく、決してあきらめずにかかわりを持つことが重要」と、根気強く別室の生徒の話し相手となり、別室にも入らない生徒に対しても、そばまで行って寄り添いました。最初は支援員を無視していた生徒たちも、徐々に心を開くようになり、半年後には、「制

服で登校する」「あいさつができるようになる」「自転車を自転車置き場に置くようになる」「授業に出るようになる」などの変化が見られました。卒業前には、3年生数名が雑巾を手に別室の清掃を熱心に行い、教職員がほめると笑顔で返事をしました。

- D中学校では、別室指導で生徒と一緒に進路を考える中で、生徒が興味を示した職業について、地域の事業所をお願いして、職場体験（岡山チャレンジ・ワーク14）とは別に、職場訪問を行っています。放課後の時間を使って、学年の教職員が引率のもと、職場を見学したり、事業所の人から話を聞いたりすることが、進路を真剣に考えるきっかけとなっています。

#### 【事例4】指導方針を明確にしなが、本人や母親の思いに寄り添って対応した事例

E小学校の児童Fは、小学校高学年ごろから教職員への反抗的な態度が目立つようになり、授業妨害や徘徊を繰り返しています。教職員が指導すると、暴言を吐いたり暴れたりします。

両親は離婚し、母親と祖母とFの3人で生活しています。母親は祖母の介護と仕事に追われ、Fの世話は十分できていません。母親は、Fが問題行動を起こすたびに学校を訪れ謝罪はしますが、Fがこうなったのは自分のせいだという負い目もあるためか、疲れ果てているといった感じです。学校では、校長、教頭、担任、支援員、養護教諭で次のような方針を立て対応しました。

- ・教室に入れなるときは、授業の空いている教職員と共に別室で過ごさせる。
- ・自分で1日の課題を決め、課題に取り組むようにさせる。
- ・暴力行為や器物損壊等には厳しく対応するが、丁寧に理由を聞く。
- ・行動の背景にあるFの気持ちをよく考えて声かけをする。
- ・よくできたこと、我慢できたこと等を認め、ほめる。

こういった対応を全教職員が実行したところ、徐々にFは落ち着きを見せるようになり、学習にも自分から取り組もうとするようになりました。担任は母親の苦勞に共感を示し、Fのよくできたことを中心に伝える家庭連絡を心がけました。母親も運動会や参観日に姿を見せるなど、母親なりの努力をするようになりました。

#### 児童生徒との信頼関係の構築について

教職員は言葉だけではなく、言葉と同じメッセージを態度でも伝える必要があります。次のことは、児童生徒との信頼関係を築く上で大切なことです。

- 廊下を歩くときはゆっくり歩く
- 児童生徒とすれ違うときは、目を合わせる、声をかける、笑顔を見せる
- 廊下で児童生徒に声をかけられたら、足を止める、身体を逆向きにしないで話を聴く
- 職員室などで仕事中に声をかけられたら、ペンを置く、キーボードから手を離す

児童生徒の話を最後まで聴いていますか？教育相談のときなど、自分ばかりが一方的に話をしているということはありませんか？児童生徒に「話を聴きなさい」という前に、教職員自身が、日頃から丁寧に話を聴く態度を示すことが大切です。

参考：平成22年3月「生徒指導提要」（文部科学省）

## 5 不登校への対応

### ポイント

- どのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、見極める
- 「おかしいな」と思ったら、早めに声をかけたり、家庭と連絡を取ったりする
- 欠席者には、翌日の授業連絡や配付物等が必ず家庭に届くよう配慮する
- 欠席が長期にわたる場合も、授業連絡や配付物等の管理を怠らない
- 欠席が3日続いたり、1か月に欠席が3日以上になったりした場合は、家庭訪問をし、本人の様子を確認するとともに、保護者とも最近の様子について情報交換する
- 不登校への対応は、学年団等の校内組織で検討し、役割分担等を決めて対応する
- 保護者と連絡を取り合い、適切な登校アプローチを継続する
- 当該児童生徒や保護者の思いに寄り添う
- 教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール等の関係機関と連携する

### 【事例1】家庭への訪問をもとに対応した事例

- A中学校では、欠席の理由にかかわらず2日目には必ず担任等が家庭訪問し、生徒や保護者に直接会い、様子を尋ねるようにしています。学校と家庭の連携が密になり、本人の悩み、家庭の問題等を発見できたケースもあり、早期対応が可能となりました。学校に対して、親身になってかかわってもらっているという信頼感も生まれています。
- B中学校では、担任以外にも学校に配置されている支援員や学生ボランティアが家庭訪問を行い、できるだけ多くの者がかかわるようにしています。誰かに心を開いたことをきっかけに状況が改善されることもあり、教育支援センター（適応指導教室）への通室や別室登校につながり、学校復帰を果たした例もあります。
- C市では、学校の家庭訪問と並行して、教育支援センター（適応指導教室）に配置している臨床心理士が訪問カウンセリングを行っています。本人に会えない場合も、教職員とは異なる立場で保護者の悩みを聞いたり、相談に乗ったりし、発達障害が疑われる場合は医療機関を紹介しています。母親にアプローチできるようになったことをきっかけに、母親と本人との関係が改善され、進路決定に向けて頑張るようになった生徒もいます。
- D小学校では、小学校1年のときから引きこもり傾向にある児童Eに大学生の訪問支援員がかかわっています。最初は、会うこともできませんでしたが、Eが好きな工作を手伝ったことをきっかけに、打ちとけることができました。Eは支援員の訪問を楽しみに待つようになり、家族も交えてゲームや工作をするので、家族全体に和やかな雰囲気が生まれました。支援員との交流に自信を得たEは、積極性が見られるようになり、適応指導教室（教育支援センター）への通室を考えるまでになっています。

### 【事例2】中学校卒業後の支援を保健所に引き継いだ事例

F市の中学校では、卒業後の引きこもり支援について、保健所に引き継ぎをしています。在学中から情報交換することはもちろん、卒業前には担任と保健所の担当で家庭訪問し、卒業後の支援の在り方について伝えています。

### 【事例3】フリースクールと連携して対応した事例

G中学校の生徒Hは、小学校から、友人をつくるのが苦手と申し送りを受けていた生徒で、入学後間もなく友人関係のトラブルがきっかけで遅刻や早退が増え、2学期の終わりごろには、ほとんど登校しなくなりました。

学校は教育委員会と相談し、Hと保護者に地域にあるフリースクールを紹介したところ、Hは家族で見学し、フリースクールに通うことを決めました。

Hはほとんど欠席することなくフリースクールに通い、校長はフリースクールでの指導が学校復帰のために適切であると認め、フリースクールで相談や指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとしています。

その後、フリースクールの臨床心理士の勧めで医療機関で検査を受けたところ、Hは広汎性発達障害と診断され、そのことをきっかけに、自分の特性についての理解を深めました。3年生となったHは、高校への進学を希望し、自分にあった高校を探すために、放課後に登校し、度々担任と進路について相談しています。

学校は、定期的にフリースクールの臨床心理士等と情報交換に努めており、Hへの指導をきっかけに、その後もフリースクールと円滑な連携ができるようになりました。

### 【事例4】本人とのかかわりを切らさないように対応した事例

I中学校の女子生徒Jは、1年生の2学期ごろから服装違反や授業エスケープ、校内での喫煙が常態化し、教職員の指導にはことごとく反発しました。2年生になってからは、深夜徘徊や外泊を繰り返し、登校することが少なくなりました。保護者に協力を求めても、学校の指導に不満をぶつけるだけで、Jにかかわろうともしません。学校は、本人とのかかわりを切らさないという方針のもと、次のような対応に努めました。

- ・担任は家庭訪問を繰り返し、本人の小さな努力を認めながら、絶えず声かけをする。
- ・支援員は、家庭訪問に同行し、登校したときには話し相手となる。
- ・登校した際は、笑顔で「おはよう」「元気だった？」などの声かけをする。
- ・月に1度はケース会議を開き、情報交換する。
- ・生徒指導主事が窓口となり、警察、児童相談所と定期的に連絡を取り合う。

粘り強くかかわる中、Jは両親への不満、交友関係におけるトラブルや悩みを語るようになりました。担任や支援員はその都度親身になって話を聞き、Jの思いに共感したり、アドバイスをしたり、ときには諭したりしています。Jは少しずつ、担任や支援員の働きかけに応じるようになり、大好きなダンスを踊るために体育会に参加し、将来の夢に近づくために5日間の職場体験をやり抜きました。母親もJの頑張りを認める声かけをするなど、Jへのかかわりを持つようになり、学校の指導に対しても理解を示すようになっていきます。

#### 「不登校の未然防止に向けて」

(県教育庁指導課生徒指導推進室)

不登校の未然防止に向けては、幼児児童生徒一人一人へのきめ細かな支援が重要であり、「不登校のサイン」を見逃さず、早期に支援することが大切です。

参考：平成23年4月「不登校の未然防止に向けて～就学前から高等学校までの連携～」

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-100819.html>

## 6 別室指導(不登校対応)

### ポイント

- 別室指導の場所を確保し、環境(机・いす、掲示物、花等)を整える
- 担当の教職員を決めて、計画的に学習指導(学習支援)を行う
- 話しやすい雰囲気づくりを心がけ、当該児童生徒や保護者の思いに寄り添う
- 状況に応じて、かかわりやすい友達との接触や、放課後等の教室への入室を試みる
- 状況に応じて、取り組みやすい学校行事や授業への参加等、教室復帰を支援する

### 【事例1】保健室の一部を仕切って学習支援した事例

A小学校は小規模校のため、授業の空いている教職員による対応が困難で、保健室の一部を仕切り、養護教諭やボランティアが中心となって学習支援に当たっています。

### 【事例2】担当教職員を決めて、独自の時間割で学習指導した事例

B中学校では、空き教室を別室指導に使用し、ハートルームと呼んでいます。掲示物を整え、花を飾り、できる限り通常の教室に近い状態に整備しています。ハートルームでは独自の時間割を作成し、時間ごとに担当教職員を決め、学習指導を行っています。スクールカウンセラーとの面談も時間割の中に組み込んでいます。

自分のペースで活動できる居場所という位置付けで無理強いをせず、生徒の興味や関心に沿った支援を進めていますが、生活のリズムが整い、登校時間が早まった生徒がいます。また、学習に熱心に取り組むようになり、高校進学を実現した生徒もいます。

### 【事例3】放課後の学習指導をきっかけに不登校を解消した事例

C中学校では、学習意欲があるものの小学校から不登校を続けるDに対して、1学期は担任が家庭訪問して学習指導を行い、2、3学期は放課後の他の生徒が下校した後に学年の教職員が協力して、週に3回、1時間程度、国語・数学・英語を中心に普段通りの授業を行いました。

Dが放課後登校した際は宿題を手渡したり、宿題の評価を伝えたり、なるべく多くの教職員がかかわるよう努めました。担任はDに係の仕事させせることもあり、仕事の成果や学習の様子を学級の生徒に伝えました。その後Dは、友人の支えもあり、2年生からは通常通りに登校するようになり、以後はほとんど欠席もなく卒業しました。

### 【事例4】教育支援センター(適応指導教室)との連携をもとに対応した事例

学校が教育支援センター(適応指導教室)と情報交換や相談等の連携をする中で、児童生徒に様々な変化が起きています。

- E小学校の小3の児童Fは、教育支援センター(適応指導教室)への通室をきっかけに、相談員からの助言で、別室登校を試みるようになりました。教育支援センター(適応指導教室)からの帰りに学校へ立ち寄り、担任と話をしたり、勉強を教わった

りしています。担任はFの思いを確認しながら、週に1回は別室で仲のよい友達とトランプなどで交流する時間や、一緒に給食を食べる時間を設けています。回を重ねるごとに明るい表情を見せるようになりました。

- 担任等がアプローチしても不登校が続くG小学校の児童Hは、担任と教育支援センター（適応指導教室）の臨床心理士、スクールカウンセラーとの連携で、学校でスクールカウンセラーと面談できるようになりました。学校復帰はできていませんが、Hは週に1度の面談を楽しみにしている様子で、担任とのかかわりも増えています。

- I小学校では、不登校になった児童Jに担任が家庭訪問しても会えない状態でしたが、保護者を通して教育支援センター（適応指導教室）を紹介、見学を働きかけた結果、Jは通室を始めるようになりました。当初は指導員や他の児童からのかかわりに応じようとしなかったJでしたが、遊びやゲーム、体験活動を通して集団とのかかわりが徐々にできるようになり、宿泊体験活動に自ら進んで参加できたことをきっかけに、指導員は学校復帰を働きかけました。

初日は、指導員とJとが校門で待ち合わせをし、担任が下足箱付近で迎えました。ほぼ1年振りであったため、担任は校舎内を案内し、校長、学年主任、養護教諭を紹介したり、別室（相談室）を見学させたりし、不安の軽減に努めました。

別室登校では読書をしたり、担当の教職員から勉強を教わったりしていますが、絵を描くことが好きで、図画工作の授業に参加できたことをきっかけに、他の児童との交流の機会が増えています。

## 【事例5】学校支援ボランティアが別室登校の生徒の学習支援に当たった事例

K中学校では、学校支援地域本部（P.24参照）の活動として、学生ボランティア（30名程度が登録、教員を目指している学生が多い）や地域ボランティアが学習支援を行っています。授業中に支援が必要な生徒を補助したり、放課後や長期休業中の補充学習を支援したりする中、別室登校の生徒への学習支援も行っています。

学習の遅れを不安に感じている生徒にも、高い学力を備え、学習意欲もありながら教室に入ることができない生徒にも合った学習支援を行うので、ボランティアによる学習支援を楽しみに別室登校ができていた生徒もいます。多様な人とのかかわりをもつことが大きな力となっています。

### 生きる力応援プラン「夢さがしの旅」推進事業

（県教育庁生涯学習課）

「夢さがしの旅」とは、不登校傾向や屋内に引きこもりがちな小・中学生（保健室登校や教育支援センター（適応指導教室）に通っている場合等も含む）とその保護者を対象に、教育関係者やカウンセラー、学生ボランティア等で構成するスタッフが、体験活動や交流活動を通して、子どもの自立を支援する事業です。

平成23年度は12の「旅」（うち、11は宿泊を伴う）に延べ182名の小・中学生と122名の保護者が参加しました。この事業では、多くの学生ボランティアが参加者をサポートするとともに、保護者向けには、カウンセラーとの相談の場や語らいの時間も設定しています。参加者にとっては、様々な自然体験活動や交流活動等を通して、自分を見つめたり、元気を取り戻したりするきっかけとなっています。

## 7 発達障害の二次的障害として起こる問題への対応

### ポイント

- 生徒指導に特別支援教育の視点を取り入れる
- 児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める
- 個別の支援とともに、集団の中で互いに高め合うことができる授業づくりを進める
- 専門的な見地からの助言・支援を求める
- 当該児童生徒や保護者の思いに寄り添う

### 【事例1】生徒指導に「特別支援教育」の視点を取り入れた事例

- 発達障害が疑われる児童への対応に困ることの多くなったA小学校では、「何をしてよいのかが分からなくて、自信を持ってないのかも」「しようと思っても、何かの困難があって、できないのかも」「きまりの意味がよく分からないので、きまりを守らないのかも」「相手の立場や気持ちを考えるのが苦手なので、すぐカーツとなるのかも」といった特別支援教育の視点を取り入れた生徒指導について職員研修をしました。個々の児童の特性についての理解が深まり、指導の方向性が明確になりました。
- B小学校では、自分の考えや思いを相手に伝えることが不得手で、教室から出る、泣く、パニックになり暴れるといった行動で表現する児童に対して、本人への支援と環境への支援の両方を行ったところ、徐々に落ち着きが出てきました。
  - (本人への支援)・困ったときなどに、どのような言葉で誰に助けを求めればよいか等、練習を通して表現の仕方を獲得できるようにする。
  - (環境への支援)・日程や活動内容などを見て分かるようにあらかじめ提示する。
    - ・注意や説明は短く明解に行い、できるだけ見て分かる手がかりを示す。
    - ・大きな声で叱りつけず個別に諭す。
- 落ち着きがない、その場の雰囲気を感じ取れないなどの「気になる生徒」が増え、教科指導や生活指導においてトラブルが多くなってきたC高校では、「指示は短く簡潔に」「視覚に訴える」「見通しを持たせる」という標語をつくり、全教職員で授業改善や指導の工夫に取り組みました。ルールやマナーの掲示や授業の目標の明示など、「誰にでもできるほんのちょっとした支援」を大切にしています。指示が分かりやすくなったことで、全体的に生徒は落ち着き、トラブルも減りました。

### 発達障害の特徴が見られる児童生徒に対する支援の例

- ・子どもが学びやすい手がかりを工夫する
- ・得意なこと好きなことを把握し、できていることを認める
- ・行動面や感情面の自己コントロールの仕方を一緒に考える
- ・部分的にでもできていれば、本人の努力を認める
- ・予定変更の可能性がある場合には、あらかじめ伝えておくなど先の見通しをもたせる
- ・場面や状況ごとに、言葉かけや対処の仕方について具体的に教える

参考：平成24年2月「生徒指導リーフLeaf.3」（国立教育政策研究所生徒指導研究センター）

URL:<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>

## 【事例2】生徒指導推進室の学級サポートリーダーを活用した事例

学級サポートリーダーは、教職員OB、児童相談所OB等で構成され、学校を訪問し、学校が抱えるいじめ、暴力行為等の問題行動への対応等に関する助言・支援を行います。

- 発達障害と診断された生徒に対して支援員を配置したD中学校では、学級サポートリーダーに支援の様子を参観してもらい、特別支援教育や児童福祉など、今までとは違った視点からアプローチの仕方や支援の方法等について助言を得ました。
- E小学校では、発達障害と診断された児童への対応について訪問を依頼するとともに、後日行うケース会議にも出席を依頼し、関係機関と連携した支援の在り方等について助言を得ました。
- F小学校では、発達障害のある児童が複数名在籍しており、学級経営が困難な学級に対して訪問を依頼し、「①共感的に受け止める ②チームの力で ③毅然と粘り強く」等の助言・支援を得ました。

## 【事例3】特別支援学校のセンター的機能を活用した事例

特別支援学校は、地域の小・中・高等学校等に対して特別支援教育のセンター的な機能を果たします。発達障害や発達障害が疑われる生徒が年々増加していると捉えているG高校では、地域の特別支援学校に相談し、継続的に次のような支援を受けています。

- ・校内支援体制の充実についての助言
- ・校内研修の進め方についての助言、校内研修への参加
- ・ケース会議の運営の仕方（構成メンバー、時間設定、協議のポイント等）についての助言、ケース会議への参加
- ・個別の教育支援計画等の作成・活用の仕方についての助言
- ・生徒の学習及び生活の支援の進め方についての助言
- ・個々の生徒について、連携先についての情報提供、関係機関へのつなぎ

特に、個別の教育支援計画を作成・活用することで、個々の生徒の実態が明確になり、生徒理解が深まり、校内研修やケース会議でポイントを絞って支援の在り方を検討できるようになりました。また、教職員の役割分担も円滑に行われるようになりました。

### 特別支援教育に関する資料

（県教育庁特別支援教育課）

県教育庁特別支援教育課のホームページに、次の資料が公開されています。

「通常学級における特別支援教育」

「高等学校における発達障害のある生徒の理解と支援のために」

「特別支援教育（軽度発達障害）サポート事業ハンドブック」

「LD・ADHD・高機能自閉症等の理解と支援のために」（教員研修用パンフレット）

URL:<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-30067.html> ※上記の資料全て

「高等学校における特別支援教育」※教育支援計画の様式もダウンロードできます。

URL:<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-61830.html>

「通常の学級における『特別支援教育』の視点を取り入れた授業づくり」

URL:<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-61834.html>

## 8 関係機関との連携

### ポイント

- 各機関が、どのような役割を果たすかを明確にする ※p. 21, 22参照
- できる限り「顔が分かる」関係を築く
- スクールソーシャルワーカーの専門性を活用し、関係機関との連携を円滑にする

### 【事例1】 ケース会議において、各機関の今後の取組を明確にし共通理解した事例

- A小学校のある学級では、児童B、児童Cの身勝手な行動に他の児童が同調し、学級がうまく機能しなくなり、さらに保護者の不信感も募るなど、担任も精神的に追い込まれる状態にありました。そこで、校長や教頭、養護教諭が中心となってサポートチームを編制し、定期的にケース会議を開き、対応を協議しました。ケース会議では、各機関が役割分担を決め、いつまでに何をすべきかを皆で共通理解するようにしています。その結果、情報共有だけにとどまらず、学級を立て直すための具体的な取組が進みました。

例) 学校 : 学級担任、教頭、教務主任が交代でB、Cの家庭訪問を行う  
PTA : フリー参観週間を企画、実施する  
スクールカウンセラー : 毎週水曜日に、B、Cと面接を行う  
各民生委員 : それぞれ、毎週1回、B、C宅へ立ち寄り、様子を見る  
児童相談所 : ○月○日までに、B、Cの保護者と面談する

- D小学校では児童Eが、教職員に対して暴力を振るったり、勝手に教室を出て徘徊したりするなど、指導に全く従いません。別居中の父親が時折姿を見せては母親に暴力を振るうなど、家庭も厳しい状況にあります。Eには、発達障害も疑われます。学校は、関係機関との連携を効果的に行えるよう、市教育委員会に相談してケース会議を開きました。

#### ＜ケース会議の構成機関＞

- ・ D小学校、警察、児童相談所、市子育て支援課、特別支援学校、市教育委員会

#### ＜具体的な取組と役割分担＞

- ①本人の問題行動や特性等に対する指導・支援
  - ・ Eへの対応（パニック時の別室対応、Eの思いに沿った対応等）（D小学校）
  - ・ D小学校が行うEに対する特別支援への助言（特別支援学校）
  - ・ 医療機関等へのつなぎ（市子育て支援課、児童相談所、D小学校）
- ②家庭環境等の状況把握と対応、支援
  - ・ 家庭内の状況等の把握（児童相談所、市子育て支援課、D小学校）
  - ・ 父親への直接対応（警察）
  - ・ 母親の心身の安定状況、経済的状況等の把握と対応（市子育て支援課）
  - ・ 母親に対する父親からの保護・隔離（警察）

D小学校が市教育委員会に依頼したことで、市教育委員会のコーディネートにより、ケース会議を効果的に進めることができました。学校や関係機関の役割を生かしながら、視点を明確にした対応を行うことができ、結果的にE児は落ち着いた生活を送ることができるようになりました。

## 【事例2】生徒指導推進室のスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用した事例

スクールソーシャルワーカー（SSW）は、教育の知識に加え、社会福祉等の専門的な知識をもち、学校と家庭、関係機関をつなぎ、問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境や社会環境に働きかけながら児童生徒を支援します。

- F小学校では、不登校や発達障害の問題を抱える児童への対応について、学校と保護者の関係がぎくしゃくしていましたが、SSWが当該児童の思いを聞き取り、学校と保護者に伝えたおかげで、双方の溝が埋まり、協力関係が築かれたことにより、特別支援学級への通級を行う等の支援の方向を見出すことができました。
- 生徒の不登校や非行以外にも様々な問題を抱えているにもかかわらず、各関係機関からのアプローチを家族が拒否しているとの情報を得たG高校では、SSWの派遣を要請しました。SSWが家庭訪問をして家族それぞれのニーズを把握し、子育て、若者就労、経済的問題にかかわるサービス・制度について情報提供し、各相談窓口につながる等の仲介をしたおかげで、現在、家族と学校、関係機関との信頼関係が築かれ、家族のニーズに沿った支援が行われています。
- H高校では、広汎性発達障害と診断され、良好な対人関係を築くスキルが不足している生徒にSSWがかかわりました。学校が、本人の特性への自己理解や、就労体験の促進に力を注ぐ中、SSWは保護者の不安の強さを学校に伝え、誰がどう支えるかという視点を示しました。その結果、学校は本人、保護者それぞれへの支援内容を別々に考えるようになり、支援の方向性がより明確になりました。
- I高校では、人間関係のトラブルを起こしては暴力的な行動をとる生徒に、SSWが医療機関への受診に同行するなど、「専門的な知識を持つ第三者」という立場でかかわりました。また、本人や母親との面談を通してそれぞれの思いを整理するなど、カウンセリング的なかかわりをし、必要に応じてアドバイスをしました。学校は、SSWから得た支援の情報や支援のポイント等の助言をもとに、生徒と面談を重ねました。  
生徒は徐々に自分の感情をコントロールできるようになり、母子家庭で生活に追われ、本人とかかわろうとしなかった母親も本人の特性への理解を深め、食生活の改善など、できることから協力するようになりました。

## 【事例3】関係機関が連携し、地域住民の協力を得て対応した事例

J小学校では、高学年の児童Kが担任に助けを求めたことから、母親からの虐待が発覚しました。家庭内の問題でストレスをためてはKにはけ口を求め、激しい暴言を浴びせていたとのことでした。

学校は、教育委員会、児童相談所と相談し、駐在所、民生委員・主任児童委員、区長等と連携した支援体制（Kの近所の家数軒に協力を求め、Kが逃げ込んできた際は保護し、駐在所、民生委員等に連絡してもらうシステムづくり等）を整えました。

その後、Kが近所に逃げ込み、駐在所から連絡を受けた学校が虐待の悪化を確認し、児童相談所に通告、Kは児童相談所に半年間入所することになりました。現在は、退所後Kの引き取りを希望するKの両親に児童相談所の職員が定期的に面談し、退所後のKの安全が確保できるよう、関係機関等との連携体制の再構築を行っているところです。

## 資料：主な関係機関等一覧

### 警察関係

警察署生活安全課：犯罪行為への対応、少年相談、非行防教室止等の実施

少年サポートセンター：警察における少年相談（少年自身や保護者・関係者等）の窓口

岡山少年サポートセンター (086)223-7069  
倉敷少年サポートセンター (086)427-5125  
津山少年サポートセンター (0868)23-6110

### 福祉関係

児童相談所：18歳未満の子どもに関する相談、児童生徒や親への指導・支援、児童虐待への対応

岡山県中央児童相談所(岡山市外在住)	(086)235-4152	岡山県倉敷児童相談所	(086)421-0991
		井笠相談室	(0865)69-1680
岡山市子ども総合相談所(岡山市内在住)	(086)803-2525	高梁分室	(0866)21-2833
		高梁分室新見相談室	(0866)21-2833
		岡山県津山児童相談所	(0868)23-5131

福祉事務所：生活保護、保健医療等の相談・支援、児童虐待への対応

(一覧) <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-4939.html>

発達障害支援センター：発達障害のある人やその関係者等に対する相談や生活支援等

おかやま発達障害者支援センター (086)275-9277  
おかやま発達障害者支援センター県北支所 (0868)22-1717  
岡山市発達障害者支援センター(岡山市内在住) (086)236-0051

### 保健関係

精神保健福祉センター：精神障害者に関する相談

岡山県精神保健福祉センター(岡山市外在住) (086)272-8835  
岡山市こころの健康センター(岡山市内在住) (086)803-1274

民生・児童委員：児童生徒・保護者の生活・環境等の状況把握、指導・援助

主任児童員：関係機関と民生・児童委員との連絡調整、民生・児童委員の活動への援助・協力

### 教育関係

特別支援学校：地域の小・中・高等学校等が必要とする特別支援教育に関する相談や情報の発信

教育相談：いじめ、不登校、非行、教育、性格・行動等の相談

〈県教育相談〉			
岡山教育相談室	(086)221-7490	高梁教育相談室	(0866)22-9833
倉敷教育相談室	(086)427-0244	津山教育相談室	(0868)24-1424
〈各市の教育相談〉			
岡山市教育相談室	(086)224-4133	津山市教育委員会(ぽぽろつやま)	(0868)31-1666
子どもレスキュー岡山	(086)234-0999	笠岡市教育相談室	(0865)62-3399
倉敷市教育委員会	(086)426-0300	笠岡市教育委員会(子どもSOS)	(0865)62-5000
倉敷教育センター	(086)454-0400	井原市教育相談室	(0866)62-8090
津山市教育相談センター(鶴山塾)	(0868)22-2523	高梁市教育委員会(なやみ相談電話)	(0866)22-7867
津山市教育委員会(津山こころの相談室)	(0868)23-2115		

## 県総合教育センター：「教育相談」、「学校コンサルテーション事業」の実施

### 「教育相談」

県総合教育センター生徒指導部・特別支援教育部では、幼児、児童生徒、保護者、教職員を対象に、養育上、教育上の様々な問題について、電話や面接（予約制）による教育相談を行っています。保護者の同意があれば、学校と連絡を取り合い、学校・保護者・県総合教育センターが連携した効果的な支援が可能となります。さらに、児童生徒へのチーム支援が必要な場合は、「学校コンサルテーション事業」で校内支援体制の構築を図ります。

### 「学校コンサルテーション事業」

いじめ、不登校、学級が機能しない状態、問題行動等の生徒指導上の諸問題や特別な支援を要する児童生徒一人一人に応じた支援等について、学校からの要請に応え、県総合教育センター指導主事（生徒指導部・特別支援教育部）が校内支援チームに対するコンサルテーションを行うことにより、必要に応じて関係諸機関との連携も図りながら、より有効な校内支援体制の構築を図る事業です。

生徒指導部 (0866)56-9115 (HP)<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp>  
特別支援教育部 (0866)56-9117

## 教育支援センター：不登校児童生徒及び保護者への助言・援助による学校復帰の支援 (適応指導教室)

(一覧) <http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/gakkoushien/seitoshido/jyouhou/tekishitsu/index.htm>

## 更正保護関係

保護司：保護観察中の児童生徒に対する面接の実施、学校との連携

## その他

### 青少年育成(補導)センター：地域における青少年の非行防止・補導に関する共同活動の拠点

岡山市青少年育成センター (086)803-1609	備前市青少年育成センター (0869)64-4158
倉敷市青少年育成センター (086)426-3741	瀬戸内市青少年育成センター
津山市青少年育成センター (0868)31-8650	(0869)22-2009
玉野市青少年育成センター (0863)33-5115	赤磐市青少年育成センター (086)955-8080
笠岡青少年育成センター (0865)69-2157	真庭市青少年育成センター (0867)52-3730
井原市青少年育成センター (0866)62-2099	美作市青少年育成センター (0868)75-2775
総社市青少年育成センター (0866)93-4713	和気町青少年補導センター (0869)93-1237
高梁市青少年育成センター (0866)21-1514	矢掛町青少年育成センター (0866)82-2000
新見市青少年育成センター (0867)72-6147	

## 「おかやま子ども・若者支援機関マップ」 (県男女共同参画青少年課)

岡山県では、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成23年3月に、「おかやま子ども・若者サポートネット」を設置し、県内の専門的な関係機関・団体が連携して、ニート、引きこもり、不登校、非行等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、切れ目のない支援を行うためのネットワークを構築しています。

この取組の一環として、支援を必要とする方が、必要としている支援を適切に受けることができるよう、「おかやま子ども・若者支援機関マップ」を作成しました。

URL:<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-117011.html>

## 9 地域との連携

### ポイント

- 地域連携担当教職員の働きを十分機能させる
- 支援を求める際は、何を支援してもらおうと教育活動が充実し、教育効果が上がるのかを教職員全体で考える
- 地域住民や教職員、そして児童生徒が互いの活動を評価し合ったり、感謝し合ったりすることを通して、児童生徒の自己肯定感や自己有用感が高まる連携を目指す

#### 【事例1】学校と保護者、地域が連携して清掃活動を実施した事例

A中学校では、月に1度、放課後に生徒や保護者、地域の方から希望を募り（校長、PTA会長連名の文書で依頼）、皆で一緒に清掃活動を行っています。当日は、部活動等、他の活動を行わないようにしているため、大半の生徒が参加しています。1時間程度、トイレの便器や床、壁面を磨き上げるなど、普段の清掃では十分時間をかけることができない作業に取り組みます。

学校がきれいになる、保護者や地域の方に学校や生徒を見てもらえるといった効果はもちろん、認められる等の経験から生徒の自己肯定感が高まり、学校施設の使い方がよくなり、学校が汚れなくなるなど、生徒指導における予防的な効果を発揮しています。

A中学校では、他にも生徒が地域の清掃活動に積極的に参加したり、近隣の保育所や幼稚園などに出向いて環境美化活動に取り組んだりしています。

#### 【事例2】地域連携を中心にした改革で荒れを克服した事例

○ B中学校では、以前から、生徒が学校周辺の溝掃除にボランティアとして参加し、地域の方との交流を深めていました。他の地域の行事へのボランティアとしての活動も増える中、中学生の頑張りは地域でも評判です。特に、小学生や小さい子どもたちが参加する行事での、中学生のよきお兄さん、お姉さんぶりは大好評です。地域の体協、小学校のPTAなどから、中学生ボランティアの募集は増える一方であり、B中学校では「開かれた学校づくり」の名称で地域連携担当を置き、ボランティアを求める団体への対応や、ボランティアの取りまとめ、人数調整を分担して行っています。

地域の方は、学校では問題行動を繰り返す生徒の頑張りも、一人でも多くの人に見てもらおうと、温かいまなざしを向けてくださいます。中学生は認められれば認められるほど、地域の期待に応えようとしています。また、中学生が活躍すればするほど、地域は学校に協力的になっています。

○ C中学校では、次の活動を通して、学校が抱え込む生徒指導から地域全体で考える生徒指導を進めた結果、学校にどう協力してよいのか分からなかった保護者や地域の方の協力を得られるようになり、学校の荒れが収まりました。

- ①地域参加型イベントを開催し、地域や関係機関との連携を深める
- ②保育所、幼稚園、小学校、中学校が連携し、ゼロ歳児から15歳までの子育てを支援する（基本的な子育てやしつけの方法を示した冊子の作成など）
- ③地域の方、保護者らによる協議会を立ち上げ、地域ぐるみの学校運営を促進する

### 【事例3】放課後の勉強会で荒れを克服した事例

D中学校では、1年生が荒れ、授業が成立しなくなりました。そこで、保護者が中心となって、D中学校と校区にあるE小学校を会場に、教職員や地域の方も参加し、放課後の勉強会を実施したところ、「勉強ができる楽しいぞ！」という雰囲気が広がり、授業態度にも変化が見られるようになり、徐々に荒れが収まりました。

### 【事例4】学校支援地域本部による学校支援を受けた事例

学校支援地域本部による活動は、地域の学校支援ボランティアが、学校のニーズに応じて、学校の教育活動の充実を組織的に支援する取組です。

〈地域教育協議会〉

どのような支援を行っていくかといった方針などについて企画、立案を行います。構成員は、校長、教職員、地域コーディネーター、ボランティア代表、PTA等社会教育団体、自治会、教育委員会関係者等です。

〈地域コーディネーター〉

ボランティアと学校両者の思いやねらいを受け止め「協働」といった対等な関係で、一緒に活動をつくり上げていくための調整を行います。

〈活動例〉

- [学習支援]：読み聞かせ、プリントの採点・添削、少人数指導補助、自学自習支援
- [生活科・総合的な学習の時間の支援]：ふるさと学習、職場体験事前講話
- [部活動・クラブ活動支援]：指導補助、地元高校や総合型地域スポーツクラブとの連携
- [環境整備]：児童生徒と花や野菜の栽培、樹木せん定、図書室の整備
- [子どもの安全確保]：登下校の見守り、スクールバスへの乗車、放課後の居場所づくり

支援を受けた学校は、次のような成果を得ています。

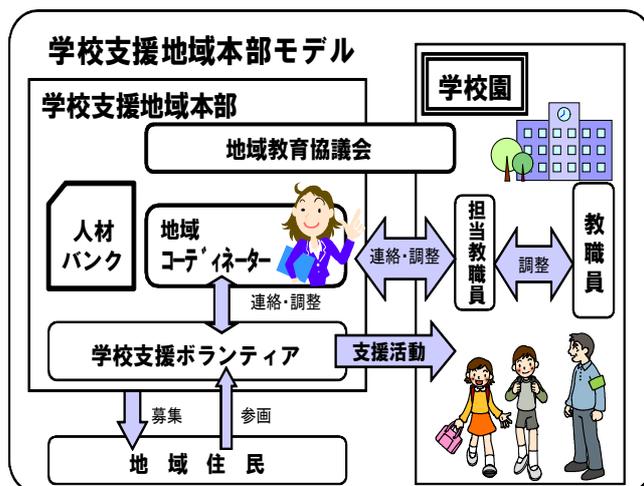
- 地域の支援を得ることで、教職員の負担が軽減され、子ども一人一人に対して、きめ細かい指導をする時間を確保することができています。(F小学校)
- 学校に入ってもらふことにより、教職員の頑張りを理解してもらえらる機会を得て、連携を深めることにつながっているように思えます。(G小学校)
- 校内で活動してくださるボランティアの方の姿を見て、生徒の中に感謝の気持ちが芽生えました。学習活動支援では、生徒の習熟度に応じた指導ができ、生徒の学習意欲が向上しました。(H中学校)
- 教職員に余裕が生まれ、生徒と向き合う機会を充実させることができたので学校が落ち着いてきました。(I中学校)

参考：平成23年3月「おかやまの学校支援ボランティア」(県教育庁生涯学習課)

平成22年3月「平成21年度学校支援地域本部事業実践事例集」(県教育庁生涯学習課)

平成21年3月「はじめよう！学校支援地域本部」(県教育庁生涯学習課・指導課)

URL：<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-28118.html> ※上記の資料全て



## 10 未然防止に向けた取組

### ポイント

- 生徒指導の取組の中心は日々の児童生徒への働きかけにあると捉える
- 問題が起きにくい風土をつくる
- 自己意志による自主活動を通して、児童生徒に満足感を与えたり、教職員等からの評価をもとに、自尊感情を高めたりする

#### 【事例1】生徒会を中心に、マナー向上のキャンペーンを実施した事例

A中学校では、教職員の支援をベースに生徒会がグッドマナーコンテストを企画しています。「上ばきのかかとを踏まない」→「上着のすそを入れる」→「チャイムが鳴る前に席に着く」と、レベルを上げながらテーマを決めて取り組んでいます。掲示物や学校だよりで保護者にも知らせています。

生徒会は、チャイムが鳴る30秒前に全校生徒に向けて合図を送るなど、啓発活動にも力を注ぎ、ほとんどの生徒が目標を達成できるようになりました。達成状況は学級ごとに集計し、結果は昼の放送や学校だよりで知らせています。

#### 【事例2】ボランティア活動「心を磨くトイレ清掃」を通して、学校への帰属意識や自尊感情をはぐくんだ事例

B中学校では、「便器を磨いて、磨いて、流した汗の分だけ学校を好きになろう」を合い言葉に、生徒からボランティアを募集（教職員、保護者も含む）し、「心を磨くトイレ清掃」を行っています。年間6回、休日の早朝に1時間程度作業し、作業後は生徒相互で作業後の感想を伝えあう「まとめ」を必ず実施しています。

実施当初は教職員主導でしたが、「自分たちの学校のことだから、自分たちで会を運営していくべきだ」という声が生徒の中から上がり、今では生徒が組織した実行委員会が運営を主導しています。

B中学校は、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題が見られ、学校の雰囲気も全体的に落ち着きを欠くことがありましたが、「心を磨くトイレ清掃」が、「自分に自信を持つこと」「自分の学校に誇りを持つこと」につながる活動となり、生徒の学校への帰属意識や自尊感情がはぐくまれました。

### 第4回 心を磨くトイレ掃除に参加しませんか？

**便器を徹底的に磨いて、磨いて…**  
**流した汗の分だけ、学校がまた好きになる。**  
**今回は寒いと思うけど、寒さに負けずがんばろう！**

第3回心を磨くトイレ掃除は生徒84名、職員19名、一般2名、計105名の参加をいただきありがとうございました。今回もトイレが見違えるようにきれいになりました。学校をよくして行こうという善意の人が105名いることを、とても心強く思いました。

トイレは心の鏡です。心が晴れやかなら、トイレも輝いて見えますが、心がいろいろな悩みで満ちていると、トイレも汚く見えてきます。そんなとき、掃除をして、「場をきれいにする」と心が安らかくなります。いろいろ自分の心のことで悩んでいる人はぜひ参加してみてください。

参加希望の生徒で、サプリーダーをしてみたい人は、サプリーダー欄に○印をして申し込んでください。サプリーダーはリーダーの手伝いをします。

保護者の方の参加も受け付けております。お子様と一緒に、心を磨いてみませんか。

#### 開催案内

日 時 12月 日(日)

場 所 中学校のトイレを磨きます

- 日 程 (1)集 合 午前7時15分(体育館に集合)  
(2)作 業 午前7時30分～午前8時30分(片付けを含む)  
(3)まと め 午前8時30分～午前9時00分(体育館)

持ってくるもの

- ・体操服(寒ければ防寒着を着てください。)
- ・長靴、手袋(必要な人のみ)掃除のときに使用します。
- ・道具は学校で用意をします。

参加申込書 締切 11月 日( )

学年	組	番	氏 名	サプリーダー希望(○)

保護者参加申込書

御芳名	御芳名

### 【事例3】小・中学校が連携して、協働意識を持って児童生徒の育成に取り組んだ事例

- C中学校区の小・中学校は、授業規律を確立するための共通の合い言葉を作成し、各校の実態を踏まえ、授業改善・授業づくりに取り組みました。合い言葉は児童生徒用と教職員用があり、発達段階に応じて文言を変えるなどの工夫をしています。校区の公開授業の参観や研究協議の視点が明確になり、小・中の連携が深まっています。  
〈児童生徒用〉①時間を守ろう ②話を聴こう ③まわりを大切にしよう  
〈教職員用〉 ①時間を守る ②めあてを明確に示す ③児童生徒全員に注意を注ぐ
- D市では、各中学校区ごとに小・中学校が連携し、児童生徒を共に育てるという意識を持って取り組んでいます。以前は、小・中合同の連絡協議会を開催しても、各学校の厳しい状況を報告するだけで終わっていましたが、これらの取組により、協議内容が一步踏み込んだものとなり、課題の分析や方策の検討を通して、具体的な行動連携が行われるようになりました。児童生徒や保護者にも、教職員の思いや動きが伝わり、心強く思われています。
  - ①小学校の「生活のきまり」と中学校の「校則」の擦り合わせを行い、中学校区生活心得を作成する。例) ○時間を守ろう ○きまりを守ろう ○授業を大切にしよう
  - ②中学校区の児童生徒の実態を分析し、中学校区生活心得を実現するための重点項目を設定。小・中学校の教職員全員で取り組む協働体制を構築する。
  - ③生徒指導の情報の共有と協働ネットワーク体制を確立し、児童生徒の規範意識の向上や生徒指導上の課題解決を図ることを目的に、中学校区で年3回程度、生徒指導に関する連絡協議会を開催する。
  - ④年1回、全校で授業公開を行い、参観後には協議会を開催する。協議会では、児童生徒の実態や課題、指導内容や形態、家庭学習の在り方等、観点を決めて協議する。
  - ⑤中学校で、小学校6年生に対してオープンスクールを実施する。

### 【事例4】警察官と担任で、TT方式による非行防止教室に取り組んだ事例

E小学校では、県警と連携し、警察官と6年生担任がTT方式による非行防止教室を各学級で行いました。教員の専門性と警察官の専門性、それぞれのよさを生かして授業を進めるのが特徴で、授業実施1週間前に綿密な打合せを行い、授業に臨みました。

〈指導内容〉 万引き等の初発型非行の防止

〈授業の流れ〉 ※警察官は制服・制帽を着用

①担任がプレゼンテーションソフトを用いて問題を提示し、学習プリントへの記入を指示する。

②担任が児童に意見を発表させ、意見交換をさせる。警察官は発表内容を板書する。

③警察官がプレゼンテーションソフトをもとに説明し、児童（担任）の質問に答える。

担任は机間指導や観察を通して児童の様子を把握する。

④担任がまとめをする。

警察官の職務上の体験をもとにした説明は、たいへん分かりやすかったです。「みんなを万引きなどで捕まえない、4月から充実した中学校生活を送ってほしい」という警察官の熱い思いに、真剣な表情でうなずく児童の姿が印象的でした。県警は、TT方式による非行防止教室を全県に広めていく予定です。

#### Q：B子の行為は？

A子は、自分が万引きしたゲームソフトをみんなに見せて自慢していた。  
B子はA子にたのんで、万引きしたゲームソフトを一つもらった。

## 【事例5】東日本大震災への支援活動を通して、児童生徒に新たな気づきがあった事例

東日本大震災以後、県内各地の学校で児童会や生徒会等が中心となり、支援活動に取り組みました。

- F市では、震災直後、G高校の生徒会長の呼びかけがきっかけとなり、市内の全高校の生徒会が連携して募金活動や復興支援物資（未使用の筆記用具、消しゴム、ノート）の回収活動を行い、被災地に送りました。



- H高校では、震災直後、校内で収穫し保管していた米を10kgずつ袋詰めし、生徒の応援メッセージ入りのシールを貼って送りました。
- I小学校では、継続して支援活動を続けています。7月には支援のメッセージや歌を収めたDVDを、9月には募金活動で得た義援金を送りました。そして、3月には千羽鶴を送ろうと、現在、全校で鶴を折っています。
- J小学校では6年生の総合的な学習の時間に、「同世代の被災者の助けになりたい」と発案し募金活動を開始しました。地元の観光案内所など約30箇所に「東北に希望を」「みんな仲間」といったメッセージを持つ児童の写真を添えた募金箱を設置しました。
- K中学校、L中学校、M中学校は、各学校で取り組んだ募金等の支援活動をきっかけに、サッカー部が合同で、被災地の中学校3校のサッカー部と県内で交流試合をしました。試合以外にも、応援の寄せ書き入りユニフォームや学校で用意した手作りのキーホルダーを贈ったり、自宅に招いて寝食を共にしたりして交流を深めました。
- N高校では、「ヒトツナギ・お見米プロジェクト」を展開しました。
  - ①校内で作った米を1000の小袋に詰め、応援メッセージを書いたラベルを貼る
  - ②現地までの旅費をカンパで集める
  - ③被災地の高校から教頭先生を講師として招き、講演会を開催する（11月）
  - ④代表生徒が直接被災地を訪れ被災者の方々に米を手渡す（11月）
  - ⑤米を届けた代表生徒による報告会を開催する（2月）

児童生徒は支援活動を通して様々なことを学び、新しい気づきをしました。

- ・少しでも役に立てたことがうれしかった。募金に協力してくれた人にも感謝した。
- ・募金活動を通して、たくさんの人の東北を思いやる気持ちを知ることができた。
- ・心が押しつぶされそうになったとき、支え合えるのが人であると感じた。
- ・被災者の姿に、人と人がつながること「絆」の素晴らしさを実感した。
- ・被災地の力になりたいと仲間と一緒に支援活動をする中で、仲間同士互いの気持ちを共感できるようになった。
- ・被災地のための活動だったのに、被災地からのお礼の手紙に励まされた。

直接被災地を訪れた生徒からは、次のような感想がありました。

- ・自分に何ができるかを深く考えるようになった。
- ・家族や友人がいて、学校や家があることの幸せや、大切さに気付くことができた。
- ・当たり前のことが当たり前でできることのありがたさを知った。
- ・前向きに生活している被災者の姿が印象的だった。震災の恐ろしさとともに人間の力強さも多くの人に伝えたい。

## 作成協力者

### 〈生徒指導推進協議会委員〉

阪根 健二	鳴門教育大学大学院学校教育研究科	教授
石川 祐介	岡山保護観察所	統括保護観察官
波多野 靖成	県PTA連合会	代表
飯田 洋介	県高等学校PTA連合会	副会長
木元 妙子	岡山市立高島小学校	校長
文屋 憲次	倉敷市立新田中学校	校長
中山 広文	県立岡山御津高等学校	校長
坂本 福子	岡山少年サポートセンター	少年補導官
藤森 貴広	新見市教育委員会学校教育課	参事
岸根 昌昭	赤磐市教育委員会学校教育課	主幹
三ツ 宗宏	真庭市教育委員会学校教育課	参事
岡本 邦尚	県総合教育センター生徒指導部	指導主事
石田 隆	県教育庁指導課生徒指導推進室	室長

### 〈暴力行為対策検討会議委員〉

一守 和弘	岡山市教育委員会指導課	指導副主査
笠原 和彦	倉敷市教育委員会指導課	指導主幹
高畑 宏之	津山市教育委員会学校教育課	主幹（兼）指導主査
住田 義広	玉野市教育委員会学校教育課	主幹（指導係長）
高木 浩志	笠岡市教育委員会学校教育課	統括
倉田 和彦	井原市教育委員会学校教育課	指導主幹
東 長典	総社市教育委員会学校教育課	主幹
張谷 孝文	高梁市教育委員会学校教育課	指導係長
藤森 貴広	新見市教育委員会学校教育課	参事
小郷 康弘	備前市教育委員会学校教育課	参事
松田 典久	瀬戸内市教育委員会総務学務課	総括主幹
岸根 昌昭	赤磐市教育委員会学校教育課	主幹
三ツ 宗宏	真庭市教育委員会学校教育課	参事
竹内 龍一郎	美作市教育委員会学校教育課	指導主幹
高瀬 修一	浅口市教育委員会学校教育課	指導主事（主幹）
大重 義法	岡山教育事務所教職員課	指導主事（副参事）
小椋 行治	津山教育事務所教職員課	指導主事（主幹）
岡本 邦尚	県総合教育センター生徒指導部	指導主事

### 事務局

### 県教育庁指導課生徒指導推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話：(086)226-7589 FAX：(086)224-3035

URL：<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/314/>

大賀 理史	(参事)
高尾 敏也	(副参事)
佐藤 俊行	(指導主事（副参事）)
高山 公彦	(指導主事（主幹）)
川原 悦子	(指導主事（主幹）)